



はじめまして

法テラス八雲法律事務所 弁護士 塚本 恒
(函館弁護士会所属)



■本年一月より、法テラス八雲法律事務所に赴任いたしました、弁護士の塚本恒と申します。

■私は東京で生まれ育ち、司法試験に合格してから弁護士になるまで1年間の研修の期間を仙台で過ごしました。弁護士一年目だった昨年は東京で弁護士をしていました。

■この地に着任してからまだ数週間しか経っていませんが、その中でも、地域の皆さまの暖かさに触れて、厳しい寒さも幾分和らいだように感じています。

■新型コロナウイルス感染症の影響により、1月に成人式を開催している各自治体で、成人式の延期・中止が相次いだことが報道されています。そこで、今回は民法上の成年年齢の引き下げを取り上げたいと思います。

■2022年(令和4年)4月1日より、民法上の成年年齢が18歳へと引き下げになります。これによって18歳になれば、親の同意を必要とせず、一人で有効に契約をできるようになります。

■もっとも、成人式については、2023年(令和5年)以降も20歳を対象とすると表明している自治体もございます。成人式の取り扱いについては、2023年(令和5年)成人式の実施時期が近づいた頃に、お住まいの自治体の広報などをご確認ください。

■さて、当事務所では、みなさまからの法律相談を承っています。一定の資力要件を満たす方であれば、3回まで無料の法律相談を承ることもできます。お気軽にご相談ください。相談予約のお電話は、「法テラス八雲法律事務所(050-3383-8366)」までお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(050-3383-5563)」でも、同様に法律相談を承っていますので、こちらもお気軽にご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

やめましょう みんなが困る 違法駐車

本格的な降雪シーズンを迎え、違法駐車は、除排雪作業を妨げる大きな要因となっているほか、次のような危険や障害の原因となっています。

(1)道路を狭くして通行の妨害になります。

違法駐車があるために、交通渋滞を引き起こし、スムーズな車両走行ができなくなることがあります。また、歩道上駐車は歩行者の通行を妨げます。

(2)交差点付近での事故の原因となります。

交差点付近の違法駐車は、通行する車両や歩行者の見通しを妨げ、交差点事故の原因となります。

(3)緊急車両の活動を妨げます。

狭い道路に違法駐車があるときは、他の車両が通行不能となります。特に、消防車や救急車などの緊急車両の活動を妨げ、人命救助に重大な影響を与えます。

(4)歩行者事故などの原因になります。

住宅街での違法駐車は、駐車車両の前後から幼児、児童の飛び出しによる事故や、夜間には走行車両が駐車車両に気付かず衝突するなど、交通事故の原因にもなります。

(5)除排雪作業の妨げの原因になります。

違法駐車が除排雪作業の妨げとなり、住民に迷惑をかけ、生活にも重大な影響を与えます。

【問い合わせ】函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110